



毎月第3日曜日は「家庭の日」です。

「家庭の日」は、子どもの育ちに大切なあたたかい家族関係を育てる契機とするため、毎月第3日曜日を標準の日として、長崎県子育て条例に定められました。

月に一度は家族が子どもを中心としたふれあいを深める日を過ごしましょう。

また、県民総ぐるみで子どもや子育て家庭を応援しましょう。

【 長崎県 長崎県青少年育成県民会議 長崎県PTA連合会 】

■連絡先

長崎県青少年育成県民会議事務局

〒 850 0031 長崎市桜町 4 1

長崎商工会館9階

tel / fax 095 824 7510